

# 輸出管理社内規程の届出様式等について

輸出注意事項17第9号・平成17・02・23貿局第6号  
平成17年2月25日 貿易経済協力局  
最終改正 輸出注意事項20第23号・平成20・09・12  
貿局第3号 平成20年9月19日 貿易経済協力局

輸出関連法規の遵守徹底について（昭和62年9月7日付け62貿第3605号）及び不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて（平成6年6月24日付け6貿第604号）に基づき、これまで多くの輸出関連企業等の皆さまから輸出関連法規の遵守に関する内部規程（平成6年6月24日付け6貿第604号にいう「コンプライアンス・プログラム」を含む。以下、「輸出管理社内規程」という。）を経済産業省へお届けいただいていたところ です。

この度、我が国における安全保障貿易管理制度に対する信頼性・透明性をより一層高める観点から、輸出管理社内規程及び企業概要・自己管理チェックリストの届出様式並びに経済産業省ホームページにおける公表等について、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、お知らせいたします。

## 記

### 1 輸出管理社内規程の新規届出について

輸出管理社内規程を新規に経済産業省へ御提出いただく場合には、以下の資料（ から ）を各1通ずつ下記7宛てに御提出ください。輸出管理社内規程とは、外国為替及び外国貿易法をはじめとする輸出関連法規（以下、「外為法等」という。）の遵守事項（別紙1に定めるもの。）をすべて含む内部規程（複数の規程によってこの内容が構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、**規程の一部または全部について他者の輸出管理社内規程を適用するもの**を含む。）をいいます。

輸出管理社内規程【様式任意】

輸出管理社内規程の届出について【様式1】

輸出管理社内規程総括表【様式2】

企業概要・自己管理チェックリスト【様式3】

輸出管理社内規程が経済産業省に受理された場合には、届出者に対して「輸出管理社内規程受理票【別紙2】」及び「企業概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙3】」が発行されます。

### 2 届出済みの輸出管理社内規程の内容変更等について

既に経済産業省へ御提出いただいた輸出管理社内規程について、その内容に変更がある場合には、以下の資料（ から ）を各1通ずつ下記7宛てに御提出してください。

輸出管理社内規程【様式任意】

輸出管理社内規程の内容変更届【様式4】

## 輸出管理社内規程総括表【様式2】

輸出管理社内規程の届出を取り下げの場合には、「輸出管理社内規程の取下げ届【様式5】」を下記7宛てに1通御提出ください。

### 3 企業概要・自己管理チェックリストの御提出の時期について

経済産業省に輸出管理社内規程を御提出いただいている企業等は、「企業概要・自己管理チェックリスト【様式3】」を毎年7月1日から7月31日までの間に下記7宛てに1通御提出ください。

企業概要・自己管理チェックリストが経済産業省に受理された場合には、提出者に対して「企業概要・自己管理チェックリスト受理票【別紙3】」が発行されます。

### 4 受理票記載事項の内容変更の届出について

輸出管理社内規程受理票若しくはコンプライアンス・プログラム受理票又は企業概要・自己管理チェックリスト受理票に記載された内容に変更がある場合には、「受理票の記載事項に係る変更届【様式6】」を下記7宛てに1通御提出ください。

### 5 企業合併、会社分割、営業譲渡等の組織上変化があった場合の取扱い

企業合併等により、輸出管理社内規程、企業概要・自己管理チェックリストの記載内容に変更があった場合には、変更となった資料を下記7宛てに1通御提出ください。

### 6 企業等の名称等の公表等について

経済産業省は、輸出管理社内規程の届出企業等のうち、リスト規制及びキャッチオール規制に対応し、かつ、監査を実施し、自らの輸出管理体制の運用状況が適切であるとして「輸出管理社内規程の実施状況について（宣言）【様式7】」を下記7宛てに御提出いただいた企業等については、原則として当該企業等の名称、所在地及びホームページ（和・英）のアドレスを経済産業省のホームページにおいて公表いたします。ただし、公表後において、輸出管理体制の運用状況が適切でない点があることが確認されたときは、経済産業省のホームページから削除いたします。

### 7 資料の御提出先及び本件問い合わせ先：

経済産業省 貿易経済協力局

安全保障貿易検査官室 指導担当

住所：〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL 03-3501-2841

FAX 03-3501-0996

e-mail [qqfcbh@meti.go.jp](mailto:qqfcbh@meti.go.jp)

附 則

（施行期日）

この通達は、平成21年4月1日から施行する。